# タイ王国における家族と少年非行

千葉少年鑑別所 犬塚石夫

### 1 タイ王国の概況

かってシャム (Siam) と呼ばれたタイは1932年のクーデターによって絶対王制から立憲君主制へと移行し、さらに1939年には国名をタイ王国 (Kingdom of Thailand) と変更するなどの変遷を経て現在の主要な国の枠組みができあがっている。

その後度重なるクーデターが繰り返えされ、憲法は頻繁に改正されてはいるものの、有力な軍人や政治家の権力争いの域を出ておらず、基本的な政治や社会の仕組みに大きな変化は認められない。憲法上国家元首とされる国王は直接政治に関与はしないが、国民から絶大な尊敬と支持を得ており、仏教の最高の擁護者でもあって、その影響力は極めて大きい。

人口の8割強を占めるタイ族を中心として、中央部に華僑やインド人等、マレーシアと国境を接する南部にイスラム教徒であるマレー人、北部に多種の山岳民族が生活しているが、政府の同化政策や混血によってしだいにタイ人化が進み、タイ語が共通語として用いられている。また、タイは仏教の国と言われるように、仏教が事実上の国教として位置付けられており、国民の9割強が仏教徒である。

日本の約1.4倍にあたる国土に約5千500万の人口をもつが、一般に人種や言語、宗教の面で複雑な構造をもつ東南アジア諸国の中にあって、植民地化されたことのないタイは比較的統合の進んだ等質度の高い国と言うことができる。

しかし、タイは基本的には米作を中心とする農業国であるが、農業の多角化とその地位の相対 的低下、さらには外国資本の進出に支えられた工業化が進むとともに、輸出産業や観光事業等の 拡大ともあいまって急速な社会変動が進行している。全般的にみれば所得や生活水準は急速に向 上し、バンコク市内には豪華なホテル、デパート、オフィスビルなどが林立して一見東京と余り 変わらない景観を呈しているが、こうした急激な変化は、能力・資力・学歴のある恵まれた者に より多くの恩恵をもたらしている。そして貧富の差や都市と農村の格差が一層拡大し、さらに都 市への人口移動に伴う農山村の過疎化、都市の住宅密集地域(スラム)の増加といった現象が顕 著に現れている。

### 2 タイ王国の家族

# (1) 「ルースな社会」

アジアの国の中でも日本や中国、ヴェトナムなどは、一定の図式にそった人の結合が比較的緊密な社会構造をもっているが、タイは個人主義的色彩が強く、一人一人の行動の許容範囲が広い社会とされている。これは、米国の人類学者エンブリー(John F. Embree)が1950年代に行った研究結果から、タイの国を「緩やかな構造をもつ社会システム(loosely structured social

system)」と規定して以来特に注目されてきたことである。日本のように地縁,血縁,各種の組織を介した人の結び付きが極めて緊密な社会では,権利や義務,相互援助などをめぐって複雑かつ強力な拘束が外部から加えられ,これに従わない者に対しては有形,無形の社会的制裁が加えられるのが当然と考えられてきた。

しかし、このような外的枠組みによって個人の行動が拘束されることが少なく、社会的な結合の弱い、いわゆる「ルースな社会」にあっては、規則や組織に合わせた順応的行動はとかく不得手となり、各個人が自由に振る舞うまとまりのない社会として認知される。

時間厳守,規則の公平な適用,厳格な責任と義務の観念,規律正しい団体的行動,組織への忠誠などがそれほど重要視されない社会であることは,タイを訪れる多くの外国人によって体験されていることである。

他人の事柄に関与,干渉せず,個人中心の価値観に従って行動する傾向の強いタイの社会は,人の結合や組織との関わり方といった点において,日本とはかなり異なっているということができる。

# (2) ルースな社会の家族

社会の重要な構成単位である家族の在り方は、当然ながら上述のような社会的特徴の影響を受けている。

日本の家族と異なる特徴の第一は、家族集団の成員の規定がそれほど明確ではなく、その結び 付きも弱いという点である。

統計的にみれば夫婦と子供によって構成される核家族が多いが、結婚しても届けを出さず、あるいは同居もしない夫婦の在り方がそれほど不自然とは考えられていない。

異性関係を見る目も比較的おおらかで、複数の家庭をもつ男性も少なくないが、厳しい人間関係や世間の思惑等に拘束されない生き方が許容される社会であれば当然ということもできる。こうした場合、子供は妻あるいは妻の親が養育するのが普通であるが、夫婦関係よりも母子関係の方が強いと言われる所以である。

子供が早くから独立して親元を離れたり、近親者の相互援助のため一つの生活単位である所帯に幅広い親族が加わったり離れたりしながら,成員が変化し、家族が構成されるということになる。感情表出を抑制し、人との争いを避けることが最大の美徳とされるタイ社会の文化的伝統の影響もあるが、日本の家族と比して当然ながら成員同士の間で激しい対立や感情的な緊張が高まることは比較的少ないと考えられる。

第二の点は、一部の学者によって双系制と指摘されているが、父親を中心とした家族としての 系譜性を欠き、どちらかというと母系制に傾くということである。

地域による差は認められるものの,特に東北タイでは伝統的に男子は相続権を放棄して婚出し,女子は結婚しても親と同居ないしは同じ屋敷地内に居住して,最後に残った末娘夫婦が親の世話をするといった形態がとられている。

このような家族形態をとる社会にあっては、父親を軸とするタテの関係、すなわち家父長的な権威や家系といった考え方はそれほど重要視されず、長男や男子に特別な役割や義務が期待されることもない。日常生活面においてはむしろ母親と娘の結び付きを中心として、兄弟姉妹の序列に関係なく、比較的平等な立場でその時の必要に応じた親族関係が柔軟に維持・形成されてゆくことになる。

しかし、バンコク首都圏においては、中国系タイ人が多いこともあって親や年長者を大切にす

るという考え方が強く、子供特に娘は家計を援助したり親の面倒を見たりする役割が強く期待されている。

#### (3) 変化を強いられる家族

日本の伝統的な家族の在り方とはかなり異なった特徴をもつタイの家族にも大きな変化が現れている。最も顕著な影響を与えている社会変化は、都市への人口移動と貧富の格差の拡大である。 外国資本の進出に支えられた工業化や第三次産業の隆盛は、交通及び流通手段等が比較的整備されたバンコク首都圏に集中しており、さまざまなレベルの就業人口を急増させている。こうした都会の「引き付け要因」に加えて、農山村の慢性的貧困が「押し出し要因」となり、若年者の都会就職や単身者の出稼ぎに止まらず、家族ぐるみの移住が進行して、バンコク首都圏の人口は約600万に達している。タイの第二の都会である北部のチェンマイの人口が約20万であることをみれば、凄まじい一極集中であることが分かる。

能力・資力・学歴のある恵まれた者はますます機会を得て上昇するが、地方からの移住者は賃金の低い単純作業や肉体労働から抜け出すことができず、質の悪い住宅密集地域(スラム)を膨張させる結果を招いている。

出稼ぎや家族の移住に伴って、夫婦の別居・離婚、家族の離散、子供の遺棄といった現象が増えているが、生活の基本条件の整備を欠いた都会の無秩序な人口膨脹はむしろ大多数の都会居住者の生活の質を悪化させ、都市及び農山村の家庭の崩壊を促進しつつあるものと考えられる。

### 3 年少者をめぐる問題

急速な社会変化は家族の変様・崩壊をとおして弱者である年少者に大きな影響を及ぼしている。厳しい生活条件の中でその日暮しに追われ、しかも家族成員の結び付きが比較的弱いタイにおいては、多くの青少年は日本のように親から手厚い保護を受けることもできず、むしろ早くから自立・自活するのみならず、労働力や生活費の稼ぎ手としての役割を担うことが期待されている。義務教育は小学校6年までで、就学率はほぼ100%に近いが、実際に卒業できる者は約6割に過ぎない。自立するための教育や訓練を十分に受けないまま自活や家計への寄与を強いられる年少者のなし得ることは、単純作業や肉体労働によって僅かな資金を得ることでしかない。非行をはじめとして児童労働、児童売春、ストリートチルドレンといった年少者を巡る社会的問題の背景はこうしたところにもあると考えられる。

### 4 非行の状況

# (1) 生きるための非行

犯罪や非行に占める窃盗の率が高いことはどの国にも共通した傾向であるが,その動機となる要因には大きな差がある。

年少者の窃盗は、自己消費のための食料や日用品、それらを購入するための現金を盗む、あるいは家計援助の必要にせまられて、といった動機が多い。窃盗以外の非行においても、このような「生きる」ことを目的として行われるものが少なくない。

タイの年少者が、社会に適応するための教育や訓練を十分に受けられず、「保護された幼少期」を持てないままに自立を強いられること、そしてこのような年少者を援助・救済する社会制度が 整備されていないこと、が大きな要因となっている。 日本の非行と異なる第二の点は、個人の人格的な偏りや異常、対人関係における軋轢・葛藤等と結び付いた非行が比較的少ないという点である。憂さ晴らし、敵意、性的欲求、自己顕示、仲間への誇示、亨楽の手段といった日本の非行少年によく見られる人格的要因はそれほど多くはないと考えられている。

第三には、個人主義的傾向の強い社会であるだけに非行集団も形成されにくいという点である。 もちろん共犯となる複数の個人の集まりは存在するが、その結び付きはやはり「ルース」であっ て、独特な非行文化を生みだすような関係ではない。したがって、非行集団や非行文化に影響さ れた非行も少ないということになる。

一般的にみて、緊張をはらんだ家族関係やさまざまな対人的葛藤等によって形成された個人病理よりも、広い意味の環境的要因に基づく非行が多いように考えられる。

## (2) 統計からみた非行

先進国の中でも犯罪非行に関する統計が日本ほどに整備された国は少ないと言われるが、開発 途上国ともなればなおさらである。

タイにおいても事情は同様で、総理府統計局の発行する統計年鑑には一部の資料が掲載されて いるのみであり、非行問題を管轄する司法省も独自の全国統計を作成していない。

最近になって中央少年裁判所がその管轄区域であるバンコク首都圏の統計を初めて公刊した。 1978年から1987年までの10年間の資料が取り上げられているが、項目は極めて少ない。全国の傾向と多少異なると思われるが、この統計に基づく1987年の非行の概要は以下のとおりである。

タイの刑法によれば、刑事責任年齢は7歳で(第73条)、少年裁判所の扱う対象者を、児童( $7\sim14$ 歳未満)と少年( $14\sim18$ 歳未満)に分け、異なった処分が規定されている。

# ① 中央少年裁判所取扱人員

総数	児童		少 年	
版 数	男子	女子	男子	女子
2,194	433	65	1,556	140

2	非行名	人数	(%)
	窃盗	1,190	(54.2)
	薬物乱用	210	(9.6)
	犯罪組織員との交遊	157	(7.2)
	傷害	131	(6.0)
	強盗	58	(2.6)
	武器弾薬所持等	54	(2.5)
	業過傷害(交通)	48	(2.2)
	家宅侵入	39	(1.8)
	賭博	36	(1.6)
	性非行	35	(1.6)
	その他	236	(10.8)
	総数	2,194	

3	学歷	人数	(%)
	小学1年以下	64	(2.9)
	小学4年以下	505	(23.0)
	中学3年以下	1,451	(66.1)
	中学卒業以上	174	(7.9)
	—— 総数	2,194	
4	学職別		
	学生	470	(21.4)
	親元で就業	117	(5.3)
	他所で就業	865	(39.4)
	無職	742	(33.8)
	総数	2,194	
(5)	保護者		
•	なし(浮浪)	126	(5.7)
	而親	766	(34.9)
	父親	106	(4.8)
	母親	290	(13.2)
	その他	906	(41.3)
	総数	2,194	
<b>©</b>	加八中央		
6	処分内容	700	(24.7)
	不起訴	762 134	(34.7)
	不処分		(6.1)
	本人訓戒	20	(0.9)
	保護者訓戒	364	(16.6)
	試験観察 保護観察	12	(0.5)
	休慶観祭 罰金	266	(12.1) ( 0.8)
		18	
	少年院送致	617 1	(28.1)
			( 0.0)
	総数	2,194	

# 5 非行少年の処遇

# (1) 法律と制度

タイ王国の現在の少年司法制度は、1951年に制定された「少年裁判所設置法」及び「少年裁判所手続法」によっている。これ以後少年の犯罪事件は成人と分離して少年裁判所が取り扱うこととなったのであるが(ぐ犯は対象外)、大きな特徴の一つは「観察保護センター(Observation

and Protection Center)」が少年裁判所と同時に設置されたことである。犯罪をおかした少年が逮捕されると、警察は24時間以内に身柄をこのセンターへ送るとともに、事件を検察官に送致する。センターの長は引き続き身柄を拘束するか、適当な保護者に引き渡すかを決定する権限を有している。センターにはソシアル・ワーカー、サイコロジスト、精神科医、医師などの専門家が配置されていて、保護者や家庭環境、本人の生育歴・教育歴・生活状況・性格・健康状況、犯罪の動機などを調査し、結果を検察官に報告する機能を与えられている(手続法第9条)。日本の少年鑑別所に相当する施設ということができるが、少年裁判所の管轄下にあること、少年のプロベーション及びパロールをも担当しているという点において異なっている。

このセンターは、総務部、保護観察部、医務部、観護部の4部から構成されている。

少年裁判所及び観察保護センターを管轄する司法省は、全国各県(73)に一つずつ少年裁判所を設置する計画をもっているが、現在のところ、本所 8、地方裁判所少年部 2 が機能しているに過ぎない。

## (2) 少年裁判所の行う処分

審判は職業裁判官2名及び民間の篤志家である準裁判官2名(うち1名は女性)の4名によって行われる。控訴は可能で、高等裁判所少年部が担当する。

児童及び少年に対する処分は刑法及び少年裁判所設置法に定められているが、その概略は以下のとおりである。

- ア 本人及び保護者訓戒
- イ 保護観察
- ウ 補導委託
- エ 少年院送致
- オ 罰金に代わる体罰 (現在は行われていない)
- カ罰金
- キ 刑務所送致(刑は成人に比し一定の割合で軽減される)

### (3) 少年の矯正処遇

少年院送致の決定は長期と短期の期間を定めて行われる。バンコク首都圏の場合、中央少年裁判所の管轄する施設は5か所あり(審判前少年収容施設1,女子少年院1,男子少年院3。少年院はいずれも観察保護センターの総務部に属する)、それぞれ分類収容されているが、その他の県においては観察保護センターに併設さた施設がこれらすべての少年を収容している。

処遇内容としては、教科教育、職業訓練、体育、宗教・道徳指導などがあるが、最も重視されているのは職業訓練である。男子では自動車修理、縫製、印刷、理髪、溶接、美術、養豚などが、また女子では縫製のほか調理、造花、タイ・ダンスなどが行われている。種目によっては、一定の要件を満たした場合国から資格が授与されることは日本と同様である。

教科教育は非識字者や義務教育未修了者に対して行われているが、国語、算数などの基礎科目が中心である。裁判官の許可を得て外部の学校に通学することも可能である。

宗教や道徳は重視されているものの,心理療法的な処遇プログラムは日課としては行われていない。

不適応者については、ソシアル・ワーカーが面接などの個別指導を行うほか懲戒も加えられる

が、管理上支障を来たすような処遇困難者は裁判官の決定により刑務所に移送することができる。 少年院では各少年の評価を定期的に行って少年裁判所に報告し、処遇経過に応じて仮退院が決 定される。仮退院中は観察保護センターの保護観察部に所属する保護観察官及び民間の篤志家で ある保護司の指導を受けることになる。

# (4) 矯正をめぐる問題点

タイでは法律や制度は次第に整備、改善されつつあるものの、施設・設備は極めて不十分であり、現実の処遇現場は厳しい状況に置かれている。実現可能性についての綿密な検討が十分になされないまま、法律の制定や制度改善が先行することは珍しいことではなく、法律と現実のギャップは至るところに認められるが、実践が常に先行する日本とは対照的である。

職員の専門性は必ずしも尊重又は活用されておらず、研修も十分に行われていない。

また、すでに述べたとおり、タイの一般的傾向として、タテョコの連携や組織的対応が不得手であることもあって、現有の職員や設備がフルに活用されているとは言い難い面も多い。しかし、社会変動の波に流されて不利な生活を強いられ、止むをえず犯罪に陥った少年達に対しては、社会適応のために意味のある処遇を与え、貴重な効果を挙げているものと考えられる。

施設に収容されている大多数の少年が、教育や職業技術の不足、社会的孤立等による経済的な 困窮層からの出身者であれば、現在のような職業訓練を中心とする処遇は、社会生活上極めて有 利な条件を少年に付与することになる。路上で新聞や花を売り、零細な工場や建設現場で単純労 働に従事するほかはない少年が、例えば、自動車修理や印刷の技術を身に付けることができれば それは画期的なことと言える。社会生活の基盤を確保させるための職業訓練を中心とするこのよ うな処遇は、タイの実情に見合ったものであり、事実退院者の再犯率は非常に低くなっている。

しかし、他方では、家庭内葛藤、親の暴力・拒否、富裕な家庭の過保護などの歪んだ成育過程や親子関係と密接に結び付いた非行も次第に増加してきており、今後こうした事例により良く対応するためには、個別処遇の理念に基づく生活指導の充実や処遇内容の多様化を図るなどの処遇プログラムの在り方、さらには職員の組織や研修も含めた少年院の運営に関する全般的な再検討が必要になると考えられる。

## 参考文献

北原 淳「東南アジアの社会学一家族、農村、都市一」、世界思想社、1989.

河野利夫ほか「東南アジアの価値体系―タイ」,現代アジア出版会,1970.

松本三郎ほか 新版「東南アジアの展望」, 勁草書房, 1986.

宇津呂英雄「アジアの刑事司法」,有斐閣,1988.

犬塚石夫「タイにおける青少年問題」、『青少年問題』第36巻第9号、青少年問題研究会、1989.

安冨 潔「タイにおける少年法制」, 『ケース研究』217, 家庭事件研究会, 1988.

United Nations ESCAP [Compendium of Social Development Indicators in the ESCAP Region], Bangkok, 1990.

United Nations ESCAP Monograph on Adolescence and Crime Prevention in the ESCAP Region」, Bangkok.1990.

Central Juvenile Court | The Juvenile Court of Thailand |, Bangkok, 1989.

Central Juvenile Court [Introductory Paper on Training School Section of the Observation and Protection Center], Bangkok, 1989.